転学部(科)届

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり転学部(科)しましたので、引続き奨学金貸与の継続をお願いします。 また、卒業期が延びる場合には、返還終額が増すことを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構学資金の貸与期間(終期)を下記のとおり延長することを願い出ます。 なお、返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容に加えて、貸与期間(終期)の延長に係る一切の債務に関しても、確認書並びに返還誓約書 (兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

※併用貸与の場合は第一種・第二種それぞれの奨学生番号ごとに提出が必要	フリガナ			
	29217			
	氏名 (自署)			印
			(原)	則不要)

■新旧学籍情報→学籍の実能に合わせて記入(本面の承報日でけなりませた)

	7日子有月秋一子有り天成に百47世()		24 - 11 - 12 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	,, ,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,										
	学部・学科・コース名	全定通	学籍番号	修業年限	4			転学部(科)年月日			学年	学校記入		
	THE THE - 204	主人相 主止 子精奋亏 修来平原 (西曆)			THE T MANUFACTOR TO THE			7-1-	区分	学部学科コード				
		昼間												
口		□夜間		年	20	年	月	20	年	月	Ħ			
		□通信									まで在籍	年次		
		□昼間												
		□夜間		年	20	年	月	20	年	月	Ħ			
		□通信									から在籍	年次		
新	学校記入(給付奨学金及び授業料等減免。 併給する第 種奨学金のみ)	Ŀ												
	□ 転学部(科)により私立理工農系学部(学科 該当母非該当に変更が生じる場合は	機構使用欄:								始期				

■変更後の借用金額 → 貸与期間の延長や増額の顧出により、借用金額が増加する場合のみ記入

■保証制度 → 該当する保証制度を選択してください。※「変更後の借用金額」欄の記入を要しない場合は人的保証であっても記入不要

※機関保証加入者は、月額変更・貸与期間の変更に伴い保証料月額が変更となります。

	機構届帯	私は、上記の貸与期間 関係法令及び返還誓約 〒	終期)の延長等により貸与総額が増加することを承諾し、記載の 書等にしたがって債務履行の責を負います。	奨学生番号によって本人が負担する 一 切の債務に・	つき,奨学金の返還	の完了まで	本人と連帯	て保証し,
一人的保 ※町鑑保	温の証-	住所		氏名 (自署)				実印
録(人	電話番号		生年月日	年	月	В	
明石書欄	機		終期)の延長等により貸与総額が増加することを承諾し、記載の 書等にしたがって債務履行の責を負います。	奨学生番号によって本人が負担する一切の債務に	つき, 本人が返還す	でき返還未	済額の2分の	01を保証し.
※印鑑登録証明書を添付※印鑑登録証明書を添付	構届出の 保証人	住所		氏名 (自署)				実印
		電話番号		生年月日	年	月	Н	
□機関	保証	今後貸与を受ける奨学金の	保証を、引き続き公益財団法人日本国際教育支援協会に委託しますの	で、保証料は貸与金額から独立行政法人日本学生支援機	構が差し引いて同協会	会に支払うこと	としてください	

■親権者又は未成年後見人 → 本人が未成年者の場合のみ記入

上記の者か。	、現在質与を受けている奨字金について本申請を行うことに同意します	•	
	Ŧ		Ŧ
(親権者又は		(親権者)	
未成年後見人)		住所·氏名	
住所・氏名(自署)		(自署)	
	TEL:		TEL:

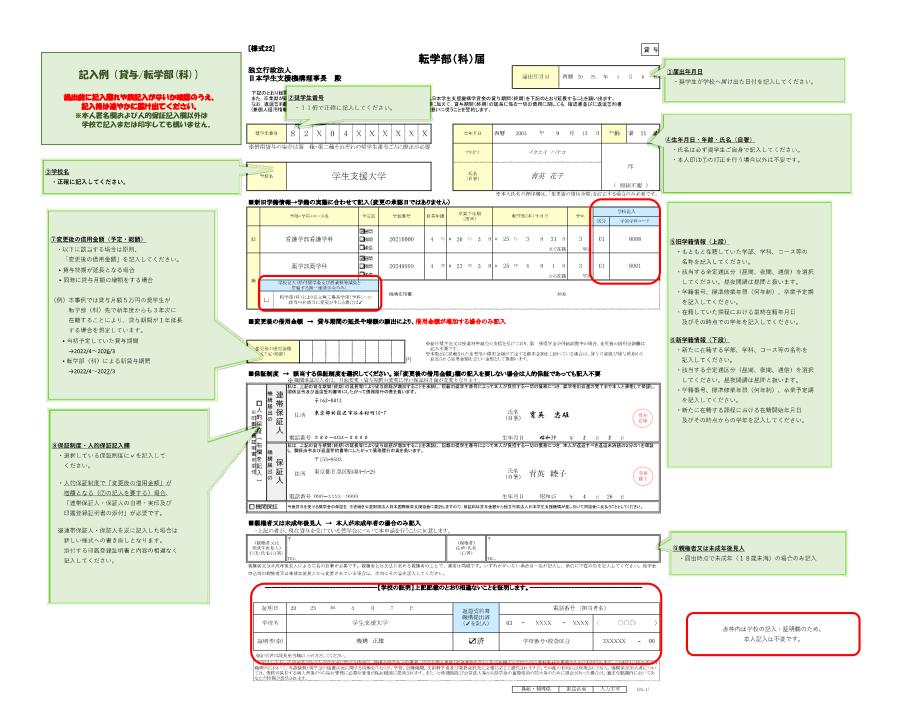
申込時の親権者又は未成年後見人から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

--【学校の証明】上記記載のとおり相違ないことを証明します。--

証明日	20	年	月	日		返還誓約書		電話	5番号(担当	者名)					
学校名	岡山大学				機構提出済 (✔を記入)	086 -	25 I	7178	(坂下)				
証明者(※)	学務	部学生支持	爰課長	山本	準	□済	学校番号·校舎区分		ı	07003-0	ī				

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

一記入いただいた情報及びあかたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貨与業務(返産業務を含む)及び在籍する学校での授業料等破免業務のために利用されます。この利用目的の適正な 総関内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学名及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者について は、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなた の情報が提供されます。



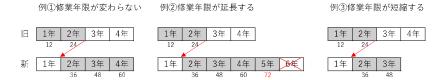
「変更後の借用金額」の考え方 (貸与中)



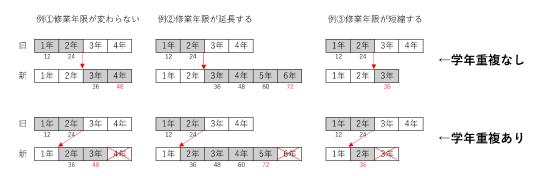
転学・転学部(科)後の奨学金の継続可能期間

■給付奨学金・・・<u>転学・転学部(科)後に在籍する課程の卒業予定期まで</u> ※ただし、転学・転学部(科)前の給付期間と通算して72か月まで

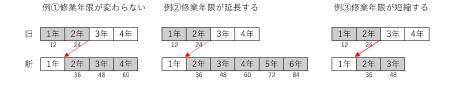
※カリキュラム都合でやむを得ない場合を除き、学年重複は認められません



■第一種奨学金・・・通算で転学・転学部(科)後に在籍する課程の修業年限まで ※学年重複が生じる場合は卒業予定期より前に満期終了となる



■第二種奨学金・・・<u>転学・</u>転学部(科)後に在籍する課程の卒業予定期まで



- ●「旧」は転学・転学部(科)前の旧在籍課程を、「新」は転学・転学部(科)後の新在籍課程を示します。
- ●学年の下の数字は月数(1年=12か月)を示し、赤字は給付及び貸与可能な月数の上限を示します。

【注意】

- ・転学・転学部(科)により通算の貸与期間が延長する場合、様式中の「変更後の借用金額」を記入する必要があります。
- ・継続可能期間はあくまでも転学・転学部(科)時点のものであり、その後の休停止により変動する場合があります。
- ・学年進行型の学校では「卒業予定期まで」を「修業年限分まで」に読み替え、最終学年での満期終了にご注意ください。